

平成29年度 決算説明資料

平成30年10月12日

教育委員会

目 次

	頁
1 なごや子ども応援委員会の相談等対応状況について . . .	1
2 なごや子ども応援委員会の人員体制について . . .	3
3 なごや子ども応援委員会のスクールカウンセラーが有している資格について . . .	4
4 なごや子ども応援委員会の相談等対応における効果について . . .	5
5 なごや子ども応援委員会のスクールカウンセラーの職員採用試験応募時の住所地について . . .	7
6 天白養護学校の事案に係る校内調査について . . .	8
7 体罰に関する学校への通知文書について . . .	9
8 体罰に関する調査用紙について . . .	10
9 体罰防止に係る対応について . . .	11
10 特別支援学校教諭免許の保有状況について . . .	12
11 特別支援学校のみ勤務経験のある教員について . . .	13
12 特別支援学校4校において勤務経験のある教員について . . .	13
13 普通学級、特別支援学級、特別支援学校における人事交流について . . .	14
14 特別支援教育に係る教員の資質向上策について . . .	15
15 小・中・特別支援学校における常勤講師数及び教員に占める割合について . . .	18

	頁
16 小・中・特別支援学校における休職者数の割合について	19
17 特別支援学校教員の給与等について	20
18 学校司書について	21
19 小・中学校における日本語指導が必要な児童生徒について	22
20 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援体制について	23
21 小・中学校特別支援学級及び特別支援学校における個別の教育支援 計画作成率について	24
22 中学校特別支援学級における個別の教育支援計画様式例について	25
23 くすのきネットなごや及び情報モラルコンテンツへのアクセス数に ついて	27
24 小学校給食衛生等指導員について	28
25 教員の休職者数について	29
26 県費負担教職員に係る権限移譲に伴う教職員定数の拡充について	31
27 本務教員等の主な勤務条件に関する比較について	32
28 図書館の開館日数、入館者数及び貸出点数について	33
29 博物館東側隣接地に係る検討状況について	35
30 公の施設の指定管理者監査について	38

1 なごや子ども応援委員会の相談等対応状況について

(1) 内容別

(単位：件)

区 分	28年度	29年度
不 登 校	4, 6 6 1	5, 6 1 3
い じ め	2 0 0	1 2 9
友 人 関 係	6 4 5	1, 0 2 4
教職員の指導	6 3	5 4
家庭の問題	1, 5 2 1	2, 5 4 6
発 達 障 害	8 3 4	1, 3 9 5
病 気 け が	8 2	7 2
虐 待	2 2 3	2 0 4
非 行	1 5 3	1 1 6
精神的不安	1, 6 7 5	2, 6 7 3
進 路 関 係	7 5	1 2 9
学校不適應	1, 0 7 1	1, 2 7 2
そ の 他	8 7 5	1, 3 5 4
計	1 2, 0 7 8	1 6, 5 8 1

(2) 相談元別

(単位：人)

区 分	28年度	29年度
教 職 員	1, 5 1 2	1, 8 2 9
児 童 生 徒	3 6 4	4 9 4
保 護 者	3 2 4	5 8 9
社会福祉事務所	2 6	4 5
児 童 相 談 所	1 9	1 9
教 育 委 員 会	3	6
そ の 他	8 5	1 3 1
計	2, 3 3 3	3, 1 1 3

2 なごや子ども応援委員会の人員体制について

(1) 平成28年度

(単位：人、校)

区 分	設置校	スクール カウンセラー 配置校	計
スクールカウンセラー	11	25	36
スクールソーシャル ワーカー	17		17
スクールアドバイザー	11		11
スクールポリス	11		11
計	50	25	75
(参考) 学校数	11	25	36

(注) 教育委員会事務局に配置されているスクールカウンセラーの首席指導主事を除く。

(2) 平成29年度

(単位：人、校)

区 分	設置校	スクール カウンセラー 配置校	計
スクールカウンセラー	11	47	58
スクールソーシャル ワーカー	18		18
スクールアドバイザー	11		11
スクールポリス	11		11
計	51	47	98
(参考) 学校数	11	47	58

(注) 教育委員会事務局に配置されているスクールカウンセラーの首席指導主事を除く。

3 なごや子ども応援委員会のスクールカウンセラーが 有している資格について

(単位：人)

区 分	2 8 年 度	2 9 年 度
臨床心理士	2 5	4 3
そ の 他	1 0	1 4

(注) 教育委員会事務局に配置されているスクールカウンセラーの首席指導主事を除く。

4 なごや子ども応援委員会の相談等対応における効果について

(1) 平成28年度

(単位：件)

区 分	解 消	軽 減	変化なし
不 登 校	7 6	2 3 9	2 1 5
い じ め	3 7	1 9	6
友 人 関 係	9 9	7 6	2 3
教職員の指導	1 1	7	2
家庭の問題	7 6	1 8 5	9 6
発 達 障 害	2 2	8 6	5 2
病 気 け が	1 4	1 2	3
虐 待	1 4	2 3	2 1
非 行	7	1 6	7
精神的不安	1 0 7	1 9 8	5 3
進 路 関 係	1 9	5	3
学校不適応	1 9	1 0 6	5 1
そ の 他	1 2 4	1 4 3	6 1
計	6 2 5	1, 1 1 5	5 9 3

(注) 解消、軽減、変化なしの別は、子ども応援委員会職員の報告に基づく。

(2) 平成29年度

(単位：件)

区 分	解 消	軽 減	変化なし
不 登 校	100	265	261
い じ め	25	17	7
友 人 関 係	99	166	43
教職員の指導	8	8	4
家庭の問題	114	290	155
発 達 障 害	47	141	76
病 気 け が	3	14	8
虐 待	15	35	8
非 行	4	8	8
精神的不安	118	242	107
進 路 関 係	25	18	4
学校不適應	31	118	73
そ の 他	115	224	109
計	704	1,546	863

(注) 解消、軽減、変化なしの別は、子ども応援委員会職員の報告に基づく。

5 なごや子ども応援委員会のスクールカウンセラーの 職員採用試験応募時の住所地について

(単位：人)

区 分	東 海 三 県	そ の 他	都道府県名等
29年度末在職者	44	13	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 大分県 熊本県 鹿児島県 沖縄県 アメリカ合衆国
29年11月実施 試験合格者	23	3	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 大分県 熊本県 鹿児島県 沖縄県

(注) 教育委員会事務局に配置されているスクールカウンセラーの首席指導主事を除く。

6 天白養護学校の事案に係る校内調査について

区 分	内 容
2月23日	全教職員にアンケートを実施
2月26日～ 3月 5日	アンケートをもとに、全教職員に対する聞き取りを実施
3月 8日～ 3月23日	体罰又は不適切な指導に関わる記述や発言のあった教職員（67人）、被害にあった可能性のある生徒及び保護者（13人）に対する聞き取りを実施
3月 9日	市民からの投書①を収受
3月16日	市民からの投書②を収受
4月11日～ 4月16日	体罰又は不適切な指導に関わる記述や発言のあった教職員（13人）に対する聞き取りを実施
4月24日	市民からの投書③を収受
4月24日～ 5月 1日	市民からの投書③を受け、前回と同じ教職員（13人）に対する聞き取りを実施
6月26日	市民からの投書④を収受
6月28日	市民からの投書④を受け、投書④の内容に係る教職員（4人）に対する聞き取りを実施
7月 9日	学校より教育委員会へ「不適切な指導ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）」の提出

（注）当該教諭については別途調査を実施した。

7 体罰に関する学校への通知文書について

事務連絡
平成25年3月19日

名古屋市立学校長 様

指導室 長
教職員課 長
生涯学習課 長
スポーツ振興課 長

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）

見出しのことについて、文部科学省より、別紙（24文科初等1269号）写しのように通知がありました。これは、従前、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（平成19年2月・18文科初第1019号）で示されていた懲戒、体罰に関する解釈・運用について、改めて考え方及び参考事例を示したものです。

各学校におかれましては、下記に示す考え方にご留意いただき、適切な指導をお願いいたします。

記

- 1 体罰の禁止及び懲戒について
 - ・ 校長及び教員（教員等）は、いかなる場合も体罰を行ってはならない。
 - ・ 懲戒が必要な状況では、体罰によることなく、粘り強く指導する。
- 2 懲戒と体罰の区別について
 - ・ 教員等の懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、児童生徒の心身の発達状況、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する。
 - ・ 身体に対する侵害を内容とするもの、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなものに当たると判断された場合は体罰に該当する。
- 3 正当防衛及び正当行為について
 - ・ 教員等に対する暴力行為に対する防衛、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為の制止、目の危険回避のための有形力の行使は、体罰に該当しない。
- 4 体罰の防止と組織的な指導体制について
 - ・ 教育委員会は、体罰の防止に向け、研修の実施や指導資料の作成など、教員等が体罰に関する正しい認識を持つよう取り組むことが必要である。
 - ・ 学校は、組織的な指導を徹底し、体罰を防止できる体制を整備することが必要である。
 - ・ 教育委員会及び学校は、体罰の実態把握に努め、児童生徒や保護者が、相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ることが必要である。
- 5 部活動指導について
 - ・ 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。

（教職員課 972-3244）

8 体罰に関する調査用紙について

平成 年度 体 罰 に 関 す る 調 査

名古屋市立 学校 年 組 児童生徒氏名 ()
保護者氏名 ()

— 保護者様 —

- ・ お子さんに、本年度の4月以降、学校で教員から体罰を受けたことがあるかをお聞きください。
- ・ 体罰を受けたという場合のみ、以下の項目にお答えいただき、ご提出ください。
- ・ 体罰のとらえ方については、下の を参考にしてください。
- ・ 現時点で該当しない場合でも、今後、体罰を受けたという事案を把握された場合は、この用紙に記入され、学校や市教育委員会にご提出ください。

◆ 体罰の内容について、お子さんに聞き取ってご記入ください。
(選択肢に○をつけ、空欄部分は記述してください)

いつごろ	() 月ごろ
場面	授業中、休み時間、部活動、その他 ()
場所	教室、運動場、体育館、その他 ()
具体的な 行為	
けが	あった (内容 :) なかった
教員名	

※ 体罰にあたる行為について (文部科学省の見解)

【体罰とされる行為】

- 身体に対する侵害 (殴る、蹴る等)
- 肉体的苦痛を与える懲戒 (正座、直立等の姿勢を長時間保持させる)

【体罰にはならない行為】

- 防衛のためにやむを得ず力を使うこと
- 他の児童生徒に被害が及ぶ暴力行為を制するために力を使うこと
- 目の危険を回避するためにやむを得ず力を使うこと

ご協力ありがとうございました。

9 体罰防止に係る対応について

区 分	内 容	実施時期	対 象
文書による全市立学校(園)への通知	○全市立学校(園)長へ「体罰の防止について(通知)」文書を発出	30年 9月14日	全市立学校(園)
特別支援学校長に対する指導	○特別支援学校長に対して、再発防止に向けた対応を指導 ○各学校の状況の確認と調査の指示	30年 9月18日	特別支援学校長
全市立学校(園)長に対する指導	○全市立学校(園)長に対して、再発防止に向けた対応を指導 ○全教職員に対する研修の実施を指示	30年 10月 1日	小・中・特別支援学校
		30年 10月 2日	幼稚園
		30年 10月 5日	高等学校
特別支援学校全教職員への研修	○全教職員を対象に、教育委員会職員による体罰防止の校内研修を実施	30年 10月 3日	南養護学校分校
		30年 10月15日	西養護学校
		30年 10月18日	南養護学校
		30年 10月22日	守山養護学校
		30年 10月29日	天白養護学校

10 特別支援学校教諭免許の保有状況について

(1) 平成28年度

(単位：人、%)

区 分	保有者数	保 有 率
小 学 校 特別支援学級	195	46.3
中 学 校 特別支援学級	65	32.3
特別支援学校	264	67.5

(2) 平成29年度

(単位：人、%)

区 分	保有者数	保 有 率
小 学 校 特別支援学級	193	44.6
中 学 校 特別支援学級	70	34.3
特別支援学校	279	74.4

1 1 特別支援学校のみ勤務経験のある教員について

(単位：人)

区 分	教員数
2校	53
3校	3
4校	2

1 2 特別支援学校4校において勤務経験のある教員について

(単位：人)

教員数
17

1 3 普通学級、特別支援学級、特別支援学校における 人事交流について

(単位:人)

区 分	2 8 年 度 末	2 9 年 度 末
普通学級→特別支援学級	3	7
特別支援学級→普通学級	2	5
特別支援学級→特別支援学校	2 3	2 4
特別支援学校→特別支援学級	1 7	1 7
計	4 5	5 3

(注) 同一校内での交流は含まない。

1 4 特別支援教育に係る教員の資質向上策について

(1) 経験年数・職務に応じた研修

ア 全ての校種の教員を対象とするもの

(単位：人)

区 分	回 数	内 容	参加人数	
			28年度	29年度
初任者研修会	年1回	特別支援教育の基本	355	402
5年目研修会	年1回	発達障害等に関する理解と対応	328	365
10年目研修会	年1回	発達障害の可能性のある子どもの理解と支援	360	426
2年目校園長研修会	年1回	特別支援に関わる学校体制づくり、管理職としての配慮の仕方	52	65

イ 小・中・高・特別支援学校の教員を対象とするもの

(単位：人)

区 分	回 数	内 容	参加人数	
			28年度	29年度
新任教頭研修会	年1回	望ましい就学指導の仕方	83	81

ウ 小・中・特別支援学校の教員を対象とするもの

(単位：人)

区 分	回 数	内 容	参加人数	
			28年度	29年度
新任教務主任研修会	年1回	発達障害に関わる関係機関との連携	81	80

(2) 小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の教員を対象とする研修

(単位：人)

区 分	回 数	内 容	参加人数	
			28年度	29年度
初任者研修会	年10回	教科指導法、子どもの理解と支援	66	74
5年目研修会	年5回	教科指導法、子どもの理解と支援	43	57
10年目研修会	年4回	教科指導法、子どもの理解と支援	46	41
特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室新規担当教員研修会	年3回	学級・教室経営、指導・支援の方法	46	56
特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室研修会	年1回	障害種に応じた専門的な指導・支援の方法	1,046	1,134
特別支援教育教育課程研修会等	年1回	特別支援教育における新学習指導要領の伝達	33	36

(3) 希望に応じた研修

ア 全ての校種の教員を対象とするもの

(単位：人)

区 分	回 数	内 容	参加人数	
			28年度	29年度
発達障害のある子どもの理解と支援講座	年1回	発達障害の特性理解と適切な支援方法	524	552
発達障害支援専門講座及びインクルーシブ教育システム構築と特別支援教育推進講座	年4回	特別支援教育推進者としての専門的知識・技能	26	24

イ 小・中・特別支援学校及び幼稚園の教員を対象とするもの

(単位：人)

区 分	回 数	内 容	参加人数	
			28年度	29年度
特別支援学校・特別支援学級指導法講座	年1回	知的障害のある子どもの指導法の工夫	240	415
障害理解と障害種に応じた支援講座	年6回	障害種ごとの理解と支援	21	19

ウ 小・中・特別支援学校の教員を対象とするもの

(単位：人)

区 分	回 数	内 容	参加人数	
			28年度	29年度
特別支援教育専門研修	年6回	インクルーシブ教育システム構築の追究と推進のための専門的知識	2	2

(4) その他

区 分	内 容
「教育センターNAGOYA」への掲載	「合理的配慮の提供と合意形成について」
くすのきネットなごやへの掲載	「子どもたちが共に学ぶための合理的配慮の在り方」、「授業のアイデアとコツ」
学校への研修等支援	校内研修やコンサルテーションに教育センターの指導主事を派遣

15 小・中・特別支援学校における常勤講師数及び教員に占める割合について

(単位：人、%)

区 分	小・中学校	特別支援学校
常 勤 講 師 数	833	69
1校当たりの常勤講師数	2.2	17.3
教員に占める常勤講師の割合	9.8	16.1

(注) 平成29年5月1日現在の数値を掲げた。

1 6 小・中・特別支援学校における休職者数の割合について

(単位：人、%)

区 分	休職者数	割 合
小・中学校	1 0 1	1. 2
特別支援学校	1 4	3. 4

(注1) 平成30年3月末日現在の数値を掲げた。

(注2) 割合は、各区分の教員に占める休職者数の割合を掲げた。

1 7 特別支援学校教員の給与等について

(1) モデル給与等

(単位：円)

区 分		特別支援学校	小・中学校 (特別支援学級)	小・中学校 (普通学級)
給与月額		444,114	439,238	426,425
内 訳	給料月額	365,200	361,200	361,200
	給料の 調整額	11,100	11,000	-
	教職 調整額	15,052	14,888	14,448
	地域手当	46,962	46,450	45,077
	義務教育等 教員特別手当	5,800	5,700	5,700
期末手当 勤勉手当		2,011,302	1,990,760	1,931,564

(注1) 大卒の小・中学校教員の平均年齢(39歳)に該当する平均号給を算出し、各区分の教員の給与等を比較した。

(注2) 給与月額は、平成29年10月1日現在の金額を掲げた。

(注3) 期末手当及び勤勉手当は、平成29年10月1日の昇給を反映した年額を掲げた。

(2) 退職手当

(単位：円)

区 分	特別支援学校	小・中学校 (特別支援学級)	小・中学校 (普通学級)
退職手当	24,652,289	24,096,468	23,539,431

(注) 大卒の小・中学校教員のうち定年退職者の平均号給を算出し、各区分の教員の退職手当を比較した。

18 学校司書について

(1) 配置校

区 分	配 置 校
28年度	稲西小、白水小、戸笠小、植田南小、一柳中、滝ノ水中、上社中
29年度	富士見台小、東白壁小、光城小、なごや小、稲西小、川原小、弥富小、高蔵小、八熊小、港西小、平和が丘小、植田南小、前津中、桜田中、吉根中、滝ノ水中

(注) 平成28年度は学力向上サポート事業において、学校図書館司書を配置した学校を掲げた。

(2) 主な活動内容

区 分	内 容
読書活動の推進	・ 図書館内における図書の閲覧や貸出業務 ・ 図書の紹介、読み聞かせ、ブックトーク ・ 読書推進活動の企画、実施
教育活動への支援	・ 教科や総合的な学習の時間における調べ学習のサポート ・ 児童生徒の学習に必要な資料の準備 ・ 教員の教材準備への援助と協力
図書館の環境整備	・ 図書館資料の整備、管理 ・ 図書以外の資料の収集、整備 ・ 図書館の環境美化

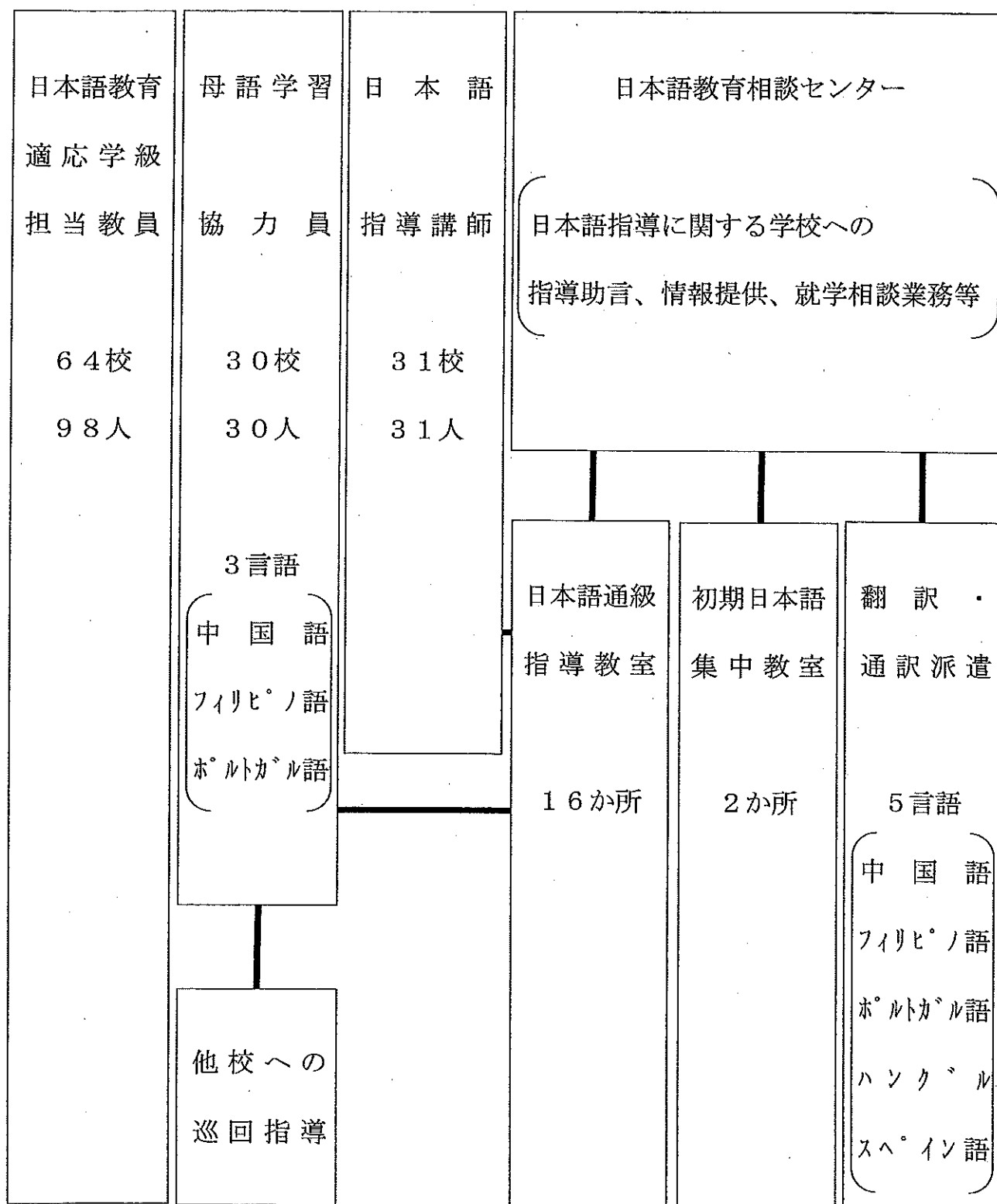
19 小・中学校における日本語指導が必要な児童生徒について

(単位：人)

区 分	28年度	29年度
中 国 語	597	643
フィリピン語	601	640
ポルトガル語	279	324
英 語	111	131
ハン グ ル	107	80
スペイン語	81	80
そ の 他	197	231
計	1,973	2,129

(注) 各年度5月1日現在の数値を掲げた。

20 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援体制について



(注) 平成29年度の配置状況を掲げた。

2 1 小・中学校特別支援学級及び特別支援学校における 個別の教育支援計画作成率について

(単位：％)

区 分	2 8 年 度	2 9 年 度
小 学 校 特別支援学級	8 7 . 9	9 3 . 9
中 学 校 特別支援学級	8 5 . 3	9 8 . 0
特別支援学校	1 0 0	1 0 0

(注) 各年度9月1日現在の数値を掲げた。

2 2 中学校特別支援学級における個別の教育支援計画 様式例について

個別の教育支援計画

No.1 [プロフィール表]

名古屋市立 中学校

ふりがな 児童生徒 氏名	性別		生年月日		ふりがな 保護者 氏名
		平成	年	月	日
障 害 名					
手 帳	愛 護 手 帳 [有・無]			精神障害者保健福祉手帳 [有・無]	
	度	[認定	年	月	日]
	度	[次回判定	年	月]	
	度	[認定	年	月	日]
				身体障害者手帳 [有・無]	
	度	[認定	年	月	日]
長期目標 (卒業時の姿)					
進路希望					
合理的配慮					
特記事項					
作成年月日	平成	年	月	日	作成担当者

※ 本シートは、入学当初に保護者と担任が協力して作成する。

※ 追記は随時行い、追記した箇所に、学年または記入年月日を記入する。記入欄が不足する場合は、新しい用紙に記入する。

学 級	年 度	年度	学 年	年	氏 名	作成者	
		年度		年			
		年度		年			
支援目標	年生						
	年生						
	年生						
関係機関等による支援	支 援 の 内 容		成 果 等		関係機関・担当		
	医療・保健						
	福祉						
	労働						
	地域社会						
評価及び今後の課題	年度	年生	年度	年生	年度	年生	
その他 (特記事項)							

※ 本シートは保護者と協力して関係機関との連携を中心に支援内容を記入し3年ごとに更新する。

※ 「評価及び今後の課題」は、各年度末に担任が記入する。

以上の内容について確認しました。

目 付	年 月 日	年 月 日	年 月 日
保護者氏名			

23 くすのきネットなごや及び情報モラルコンテンツ へのアクセス数について

(1) くすのきネットなごや

(単位：件)

区 分	28年度	29年度
年 間	2, 108, 552	1, 615, 786
1日当たりの平均	10, 542	7, 998

(注) 1日当たりの平均は、年間のアクセス数を休業日等を除いた日数で除した数値を掲げた。

(2) 情報モラルコンテンツ

(単位：件)

区 分	28年度	29年度
年 間	24, 292	17, 181
1日当たりの平均	121	85

(注) 1日当たりの平均は、年間のアクセス数を休業日等を除いた日数で除した数値を掲げた。

2 4 小学校給食衛生等指導員について

区 分	内 容
趣 旨	給食調理業務委託校において、栄養教諭が行う食に関する指導を十分に行えるように、栄養士の資格を持った人材を採用し、委託校を巡回する支援体制を構築するもの
職務内容	○給食調理業務委託校における調理業務の衛生等の確認、指導 ○給食調理業務委託事業者が作成する書類の確認
勤務条件	○勤務時間 1日当たり7時間 (給食実施日、準備日等で年間216日以内) ○報酬月額 255,600円

25 教員の休職者数について

(1) 平成28年度

(単位：人)

区 分		30歳 未 満	30～ 39歳	40～ 49歳	50歳 以 上	計
小 学 校	精神性疾患	4	29	10	10	53
	悪性新生物	1	2	5	3	11
	そ の 他	2	3	3	4	12
	小 計	7	34	18	17	76
中 学 校	精神性疾患	8	6	7	8	29
	悪性新生物	—	—	2	6	8
	そ の 他	—	—	—	4	4
	小 計	8	6	9	18	41
高 等 学 校	精神性疾患	2	—	4	—	6
	悪性新生物	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	1	1
	小 計	2	—	4	1	7
幼 稚 園	精神性疾患	1	—	—	1	2
	悪性新生物	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—
	小 計	1	—	—	1	2
特 別 支 援 学 校	精神性疾患	1	1	2	2	6
	悪性新生物	—	—	1	—	1
	そ の 他	—	1	1	1	3
	小 計	1	2	4	3	10
計		19	42	35	40	136

(注) 3月末日現在の人数を掲げた。

(2) 平成29年度

(単位：人)

区 分		30歳 未 満	30～ 39歳	40～ 49歳	50歳 以 上	計
小 学 校	精神性疾患	7	25	11	12	55
	悪性新生物	1	—	1	1	3
	そ の 他	—	—	1	—	1
	小 計	8	25	13	13	59
中 学 校	精神性疾患	6	12	7	10	35
	悪性新生物	—	1	1	3	5
	そ の 他	—	1	—	1	2
	小 計	6	14	8	14	42
高 等 学 校	精神性疾患	1	—	3	2	6
	悪性新生物	—	1	—	—	1
	そ の 他	—	—	—	—	—
	小 計	1	1	3	2	7
幼 稚 園	精神性疾患	—	1	1	1	3
	悪性新生物	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—
	小 計	—	1	1	1	3
特 別 支 援 学 校	精神性疾患	1	2	4	3	10
	悪性新生物	—	—	1	1	2
	そ の 他	1	—	—	1	2
	小 計	2	2	5	5	14
計		17	43	30	35	125

(注) 3月末日現在の人数を掲げた。

26 県費負担教職員に係る権限移譲に伴う教職員定数の 拡充について

(単位：人)

区 分	人 数
小学校1・2年生での30人学級の本務教員	17
初任者研修担当教員	13
学校事務職員	10
日本語指導担当教員	7
通級指導担当教員	5
その他	10
計	62

(注) 国の定数改善等に合わせて教職員定数を拡充したものを掲げた。

27 本務教員等の主な勤務条件に関する比較について

区 分		28年度	29年度
本 務 教 員	給料月額 (初任給・大学卒)	207,400円	203,900円
	地域手当	9.3%	15% (経過措置12%)
	子の授業参観等休暇	あり(有給)	なし
	小学校1～3年生の子 の養育職免	なし	あり(無給)
常 勤 講 師	給料月額	203,400～ 332,600円	191,700～ 313,400円
	地域手当	9.3%	15%
	期末手当 勤勉手当	再雇用禁止期間前の勤 務日数を含めて算定	再雇用禁止期間前の勤 務日数を除外して算定
	病気休暇、結婚休暇、 健康診断等、妊娠障害 休暇、妻の出産補助休 暇、育児参加休暇、子 の授業参観等	あり(有給)	なし

(注1) 小・中・特別支援学校の本務教員及び常勤講師について掲げた。

(注2) 平成28年度については、権限移譲前の愛知県の平成28年4月1日時点の制度を、平成29年度については、権限移譲後の名古屋市の平成29年4月1日時点の制度を掲げた。

(注3) 常勤講師の期末手当及び勤勉手当は、基準給与に支給月数と勤務日数に応じて決定される割合を乗じて算定する。

28 図書館の開館日数、入館者数及び貸出点数について

(1) 開館日数、入館者数

(単位：日、人)

区 分	28年度		29年度	
	開館日数	入館者数	開館日数	入館者数
鶴舞中央	293	749, 689	300	757, 639
千 種	292	280, 350	292	280, 306
東	292	426, 913	292	420, 578
北	292	307, 535	292	301, 135
楠	292	183, 918	292	179, 074
西	292	286, 819	292	283, 138
山 田	292	202, 261	292	196, 078
中 村	291	392, 734	322	383, 120
瑞 穂	292	345, 405	292	346, 741
熱 田	292	338, 708	292	332, 277
中 川	292	370, 290	292	357, 355
富 田	291	169, 982	321	174, 435
港	292	242, 381	292	233, 927
南 陽	292	96, 939	292	97, 051
南	292	245, 342	292	230, 607
守 山	292	227, 493	292	222, 030
志段味	299	199, 774	300	194, 037
緑	260	362, 368	300	417, 732
徳 重	291	494, 653	300	478, 012
名 東	292	329, 962	292	318, 895
天 白	292	282, 213	292	265, 054
計		6, 535, 729		6, 469, 221

(注1) 平成24年度より志段味図書館、平成29年度より中村、富田、緑、徳重図書館で指定管理者制度を試行実施している。

(注2) 緑図書館は改修工事のため、平成28年5月30日から7月11日まで臨時休館した。

(2) 貸出点数

(単位：点)

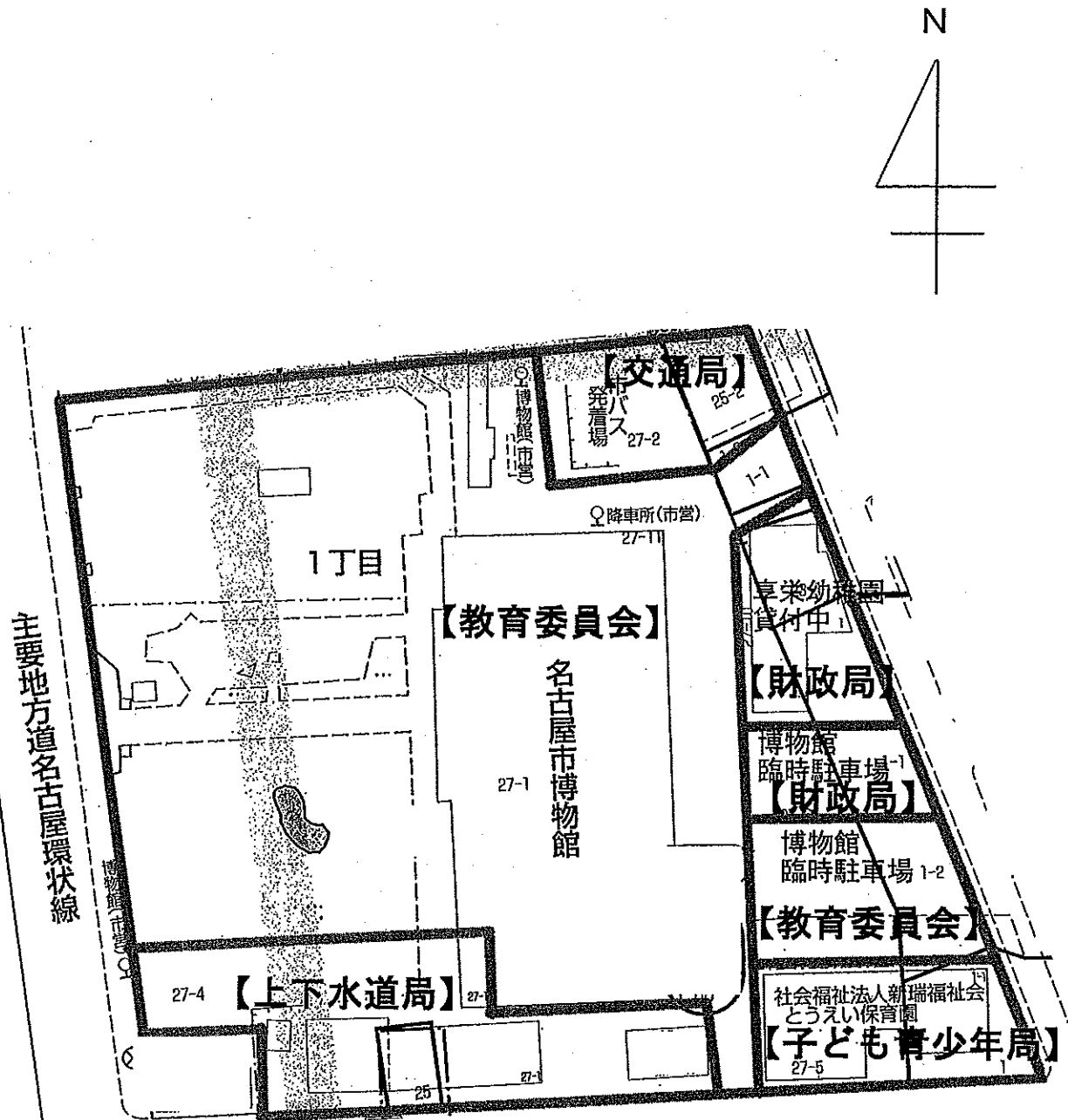
区 分	28年度	29年度
鶴舞中央	970,397	995,675
千 種	508,580	525,037
東	679,967	669,611
北	490,367	485,384
楠	283,675	266,950
西	433,048	421,427
山 田	380,967	366,131
中 村	478,599	466,047
瑞 穂	703,459	719,925
熱 田	576,010	567,490
中 川	616,258	596,081
富 田	320,567	306,275
港	354,291	343,666
南 陽	172,660	169,632
南	456,313	429,869
守 山	458,241	447,041
志段味	430,140	417,267
緑	461,100	545,584
徳 重	853,957	815,897
名 東	742,271	739,899
天 白	601,054	579,500
計	10,971,921	10,874,388

(注) 視聴覚資料を含んだ個人及び団体への貸出点数を掲げた。

29 博物館東側隣接地に係る検討状況について

区 分	内 容
15年度	○収蔵庫など博物館の拡張について検討
18年度	○総合調整会議で、東栄保育園本移転用地を除く旧東栄寮・瑞穂図書館跡地を博物館拡充予定地とすることを検討課題として確認 ○名古屋市新世紀計画2010第3次実施計画に「博物館の拡充」を掲載
20年度	○公有財産運用協議会で旧東栄寮跡地の一部を博物館臨時駐車場として使用承認
22年度	○名古屋市教育振興基本計画に「博物館の機能強化」を掲載
26年度	○名古屋市総合計画2018に「博物館の魅力向上」を掲載 ○名古屋市教育振興基本計画（第2期）に「博物館の魅力向上」を掲載
25～27年度	○博物館の魅力向上のための基本構想の策定について予算要求
27年度	○第1回公有財産運用協議会で瑞穂図書館跡地についての利用調整において、博物館拡充予定地として利用要望を付議し、東栄保育園新園舎建設予定地以外は継続審議 ○第5回公有財産運用協議会において、上記協議会で継続審議とした部分について、博物館臨時駐車場として利用することを承認
28～29年度	○博物館の魅力向上のための基本調査について予算要求

<参考> 博物館周辺公有地の現状について



<参考>博物館東側隣接地の活用についての財政局の認識

- 博物館東側隣接地については、2,000㎡を超える貴重な土地であり、現状として博物館の臨時駐車場等の暫定利用となっていることは課題であると認識している。
- 博物館については、昭和52年の建築後、40年程度経過しており、平成22年度に行った構造体耐久性調査では構造体の残存耐用年数が40年程度以上とされていることから、リニューアル改修の対象となりうる施設であると認識している。
- また、博物館においては、狭あい化や収蔵庫の不足などの課題があることも認識しており、これらの課題解決についても合わせて検討していく必要があり、博物館のあり方について、まずは教育委員会内部でしっかりと検討すべきと考えている。
- 公有地の有効活用の観点から、博物館東側隣接地において低利用の状態が長く続くことは望ましくないと考えており、博物館のあり方について教育委員会における必要な検討がなされたうえで、土地利用を含め、関係局との調整を早期に行い、事業化に向けた必要な措置について検討を進めてまいりたい。

30 公の施設の指定管理者監査について

区 分	対象施設	指摘事項
名古屋市総合体育館 NK共同事業体	総合体育館	○宿泊者用寝具類の賃借料の会計処理について ○事業報告書の正確な作成について
株式会社JPN	千種スポーツセンター 東スポーツセンター	○指定管理業務の再委託について ○金券類の残高の管理について ○事業報告書の正確な作成について
愛知スイミング・大成共同事業体	天白スポーツセンター	○専用使用に係る許可事務及び利用料金の収入事務について ○指定管理業務の委託について ○備品の適正な管理について ○金券類の出納及び残高の管理について ○事業報告書の正確な作成について

(注) 平成30年名古屋市監査公表第2号(平成30年5月18日公表)より抜粋した。

